

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年6月26日
【会社名】	株式会社エフ・シー・シー
【英訳名】	F.C.C.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 年真
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の36
【電話番号】	(053)523-2400(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役事業管理統括 松本隆次郎
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の36
【電話番号】	(053)523-2400(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役事業管理統括 松本隆次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年6月24日開催の当社第83回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円

配当総額 903,400,056円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 事業目的に発電および売電に関する事業を追加する。

2. 公告方法を電子公告に変更する。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、住田四郎、松田年真、斎藤善敬、糸永和広、磯部佳伸、鈴木一人、武田共和、松本隆次郎、向山敦浩、中谷賢史及び井上憲一の11氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、田畑隆久氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	450,715	815	0	(注) 1	(注) 4 可決 (97.9%)
第2号議案	450,984	541	0	(注) 2	(注) 4 可決 (98.0%)
第3号議案				(注) 3	(注) 4
住田 四郎	405,881	45,643	0		可決 (88.2%)
松田 年真	413,467	38,063	0		可決 (89.8%)
斎藤 善敬	448,636	2,894	0		可決 (97.5%)
糸永 和広	448,629	2,901	0		可決 (97.5%)
磯部 佳伸	448,636	2,894	0		可決 (97.5%)
鈴木 一人	448,641	2,889	0		可決 (97.5%)
武田 共和	448,618	2,912	0		可決 (97.5%)
松本 隆次郎	448,632	2,898	0		可決 (97.5%)
向山 敦浩	448,638	2,892	0		可決 (97.5%)
中谷 賢史	448,642	2,888	0		可決 (97.5%)
井上 憲一	448,617	2,913	0		可決 (97.5%)
第4号議案	451,372	160	0	(注) 3	(注) 4 可決 (98.1%)

(注) 1 . 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 . 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 . 第3号議案及び第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4 . 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上